

令和3年文教委員会

開催年月日 令和3年(2021年)11月4日(木)
質問者 北海道結志会 赤根 広介 委員
答弁者 学校教育監 鈴木 淳
学校教育局指導担当局長 中澤 美明
学校教育局生徒指導・学校安全課長 伊藤 伸一

○赤根広介委員

病気や障害のある家族らが無償で介護、世話をする家族介護者「ケアラー」には、身体的、精神的、更には経済的に大きな負担がかかっており、ケアラーの孤立化や離職、心身の不調等が全国的な問題となっておりますことから、我が会派では昨年来、道に対して必要な支援に早急に取り組むよう求めてきたところであり、今年度は道教委との連携の下、道独自に実態調査を実施し、令和4年4月からの条例施行を表明し、現在制定に向け作業を進めている、こういった取組は率直に評価するところであります。

また国も、次年度、家族の介護を担う子ども「ヤングケアラー」の支援体制を本格的に整備するとしており、幼い兄弟の世話などを支援するヘルパーを派遣する制度を創設するなど、ケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげられるよう施策を推進しているとしております。

そこで、まず、学校の調査についてであります。内容の議論に入る前に、この度の実態調査の目的ということは、支援が必要なヤングケアラーの早期発見に向けた取組や適切な支援につなげるための具体的な方策を検討するため、ヤングケアラー本人が抱える悩みのほか、関係機関における相談支援の実態を把握することを目的に実施をされたものであります。しかしながら、調査対象691校のうち、有効回答数は、561件となっており、回収率が81.2%にとどまっているわけです。通常の調査では、十分な回収率と言えるかもしれませんが、こうした児童生徒に直接的に関わるヤングケアラーの問題の重要性を踏まえれば、約2割の130もの学校が有効回答となっていないということは極めて残念と言わざるを得ないわけです。

回収率について、道教委は、まずどのように受け止めているのか、また、有効回答が得られていない学校に対してはどのように対応されているのか併せて伺います。

○伊藤生徒指導・学校安全課長

調査の回収状況等についてであります。本調査は、道の有識者会議において実施方法や内容を検討し、学校からの回答方法は、無記名により、Web上で実施したところでございます。

調査対象の札幌市立を除く道内の公立中学校及び公立高校の691校のうち、130校から回答を得られておらず、その理由は調査しておりませんが、道教委といたしましては、本調査の趣旨を

踏まえ、すべての学校に回答していただきたかったと考えております。

また、無記名方式のため、回答しなかった学校に対して、再度、調査の依頼はしていないところでございます。

○赤根広介委員

確かに、この実態調査を行った時期は、コロナ対策に学校現場が奔走していた時期であり、またその他の業務も多忙な中だとは思いますが、なんとかですね、早くこの重要性を改めて現場の方に、今後の対策と併せて、しっかり周知をしていただきたいということを、まずお願いしておきたいと思っております。

学校調査で、ヤングケアラーの認知度については、「言葉は知っているが、学校として特別な対応をしていない」が6割前後で最も高く、「言葉を聞いたことがあるが具体的には知らない」は、国の調査と比較してもかなり低い結果となっておりますが、「ヤングケアラーを把握していない理由」の結果も踏まえると、学校においてヤングケアラーへの対応が十分ではないことが懸念をされるわけであります。

今回の調査結果を踏まえ、ヤングケアラーに関する現状について、道教委ではどのような課題認識をもっているのか伺います。

○伊藤生徒指導・学校安全課長

現状に対する課題認識についてであります。学校対象の調査結果では、ヤングケアラーと思われる生徒がいるか分からないとした学校が、把握していないと回答した理由について、認識不足と回答した割合は、中学校約19%、全日制高校約36%、定時制高校約75%、緊急度が低いと回答した割合は、中学校約13%、全日制高校約17%、定時制高校約25%となっております。

また、ヤングケアラーに該当する生徒がいると回答した学校のうち、外部の支援につながらなかったと回答したのは、中学校約39%、全日制高校約64%、定時制高校約50%となっております。

道教委といたしましては、こうした状況から、学校におけるヤングケアラーに関する理解が十分に深まっていないことや、関係機関と連携した必要な支援につなげる取組が十分ではなく、早急に対応する必要があると考えております。

○赤根広介委員

これは、先程来議論のあるいじめの問題と同じように、やはり初動の対応として、積極的にどう認知、把握をしていくかという視点が、非常に重要になってくるんだと思います。

そこで、ヤングケアラーの把握方法等の調査では、「把握している割合」が3～4割にとどまっております。「把握方法」では、アセスメントシート・チェックリスト特定のツールを用いずに対応しているとの答えがいずれも8割を超えているわけであります。把握していない理由

の連携等も含めて、道の有識者会議の御意見を伺いながら、保健福祉部と連携し、継続的な支援や実態把握のあり方などを検討してまいります。

○赤根広介委員

次に、実態把握や必要な支援に重要な役割を果たすスクールソーシャルワーカーへの調査についてであります。この調査結果では、「ヤングケアラーと思われる子どもに対応したケースの有無」では、「ある」が23.9%。ヤングケアラーに必要と思われる支援については、「教員がヤングケアラーについて知ること」が、実に95%となっているわけであります。

また、有識者会議におきましても、スクールソーシャルワーカーは派遣型が多く、連絡待ちになりがちである、教員の理解と更なる事業の活用が必要、スクールソーシャルワーカーの配置増により能動的にヤングケアラーを発見できる制度が必要、こういった意見が出されているわけであります。調査結果をどのように受け止めているのかを、お伺いいたします。

○伊藤生徒指導・学校安全課長

スクールソーシャルワーカーについてであります。本調査では、約7割のスクールソーシャルワーカーが、学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の充実が必要と回答しており、教育と福祉等をつなぐ人材の確保が一層重要であると認識しているところでございます。

道教委といたしましては、現在、国の補助事業を活用し、希望する38市町村との委託契約により57名のスクールソーシャルワーカーを配置し、市町村の実情に応じて、拠点校への配置や定期的な学校巡回を行っているほか、道教委では16名を任用し、学校等の要請に応じて派遣しており、今後は、市町村や道の配置の充実に向けまして、引き続き、国に対して制度の充実について要望するとともに、学校がヤングケアラーに関する理解を深め、スクールソーシャルワーカーと連携して適切な支援につなげることができるよう、ヤングケアラーに関する教員研修の充実に取り組んでまいります。

○赤根広介委員

このスクールソーシャルワーカーの配置について国に要望する、こうしたことは当然否定をするわけではありませんが、先程来、学校を取り巻く様々な問題を聞いておりますと、今後、教員の皆さんと、こうした関係者、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが、いかに一体となって子どもたちに対応していける仕組みをつくるかが非常に重要だと思いますので、今後、是非有識者会議で、有効的な仕組みづくりについて話もされたいと思いますので、単に国に要望するだけでなく、主体的に道教委、そして道としても検討していただきたいということ、強く求めていきます。

これまでの議会議論では、ヤングケアラーの現状把握について、道児相に寄せられた相談事案と市町村の要保護児童対策地域協議会、いわゆる要対協が把握している分を合わせると、ヤングケアラーの該当児童数は、昨年11月1日時点では全道で53名とのことであります。該当児童に対しては、要対協が要支援ケースとしてリストアップをした上で、児相や学校など地域の関係機関により見守りを実施することとしております。

一方、「学校における実態調査」の「虐待などで要対協に登録されている児童について学校と関係機関との連携体制の状況」では、中学校では58.3%が有りとの回答ですが、全日、定時制の高校では、それぞれ41.5%、24%にとどまっているわけであります。

先ほども答弁で、各学校と関係機関との連携等も充実をさせていくというような答弁もございましたが、学校と関係機関の連携は、当該児童に対する適切な支援を含め、問題解決に向けた重要な取組と、私も考えるわけであります。連携の必要性について、誰がどのように判断されているのか、まず伺います。また、本来的には、全てのケースにおいて、関係機関との連携体制を構築することが望ましいと考えるわけですが、その点について見解を伺います。

○中澤指導担当局長

連携体制についてであります。本調査では、虐待などで要保護児童対策地域協議会に登録されている児童のうち、必要に応じて情報共有や対応の検討を行うための体制がある学校の割合は、中学校約58%、全日制高校約42%、定時制高校約24%となっております。

連携体制の構築については、要対協における個別のケース検討会議で判断されることとなっております。道教委としては、学校は、スクールソーシャルワーカー等と連携し、ヤングケアラーと思われるすべての児童生徒を、要対協をはじめとする関係機関等のきめ細かな支援につなげることができるよう、対応することが重要と考えているところでございます。

○赤根広介委員

全ての児童生徒を支援につなげることができるよう対応することが重要との御答弁であります。先述のとおり、児相あるいは学校など地域の関係機関により見守りを実施することとしている児童生徒、こうした当該児童生徒が、現在、何名いるのか伺います。

○伊藤生徒指導・学校安全課長

ヤングケアラーの現状についてであります。道保健福祉部に確認したところ、直近の状況といたしましては、昨年10月末時点で、道児相相談所に寄せられたヤングケアラーに該当するとと思われる事案が24件、昨年11月1日時点で、市町村の要保護児童対策地域協議会が把握しているヤングケアラーの該当児童数は29名と回答を得ているところでございます。

道教委といたしましては、関係機関が把握している事例につきまして、現状の把握も含め、保

健福祉部と連携し対応してまいります。

○赤根広介委員

ここは、今後の検討課題として、リアルタイムで毎日、毎日というわけでもなくとも、例えば月ごとだとか、そういった形でも仕組み的に関係機関が、学校現場も含めて把握できるように、早急に体制を整えることができるようにしていただきたいと指摘させていただきたいと思います。

今回、初めてとなる実態調査を行ったわけではありますが、ヤングケアラーの認知度、これが大きな課題となっているわけでもありますので、認知度を高めることで、より正確な実態把握に努め、支援を必要とする児童生徒に必要な支援が行き届くよう、継続して対策強化を図るためには、この取組は始まったばかりでございますので、次年度以降も継続的に実態調査を実施すべきと考えるわけでもあります。

調査の回収率を向上させ、より実態に即した調査結果を得るためには、どのような改善が必要と考えているかお伺いいたします。また、次年度以降のケアラーの実態調査の必要性について、道教委としては、どのような見解を持ち、対応されるのかをお伺いいたします。

○中澤指導担当局長

実態調査についてでございますが、ヤングケアラーに関する調査については、中学2年生及び高校2年生を対象に実施いたしました。子どもの年齢に応じて、ケアの状況に相違も見られたことから、今後、有効な支援策を講じていく上では、子どもたちが置かれている背景や社会情勢の変化を踏まえて実態を把握していくことが有用と考えてございます。

現在、国のヤングケアラーに関するプロジェクトチームでは、小学生及び大学生への調査を検討しているとの動きもあることから、道教委としては、こうした動向を注視するとともに、道の有識者会議の御意見を伺いながら、今後の実態把握のあり方について、保健福祉部と連携し、検討してまいります。

○赤根広介委員

ぜひ、ここも積極的に道教委としての姿勢というものを明確にしながら、あるいは有識者会議の中で検討していただきたいと思います。

倉本教育長は6月1日の就任記者会見で、ヤングケアラーについて言及をされておりまして、学校だけでは解決できない問題であると、関係機関と連携して対処していくということが大事であり、道教委も構成員として参画している検討会議、この中で、どういった支援が必要なのか、そのあり方の検討もしながら、対処・対応をしてきたいと思っているという旨の発言をされております。

この間の有識者会議では、先ほど述べた通り、スクールソーシャルワーカーに関する意見や学校で介護を学ぶ機会を設けることも必要、こういった意見が出されているわけでもあります。さら

に必要と思われる取組として、「関係機関相互の情報共有による早期発見」、「適切な支援につなげるための包括的な支援体制の構築」、「学校と関係機関の連携体制の構築」などが挙げられているわけであります。

これまでの議会議論でも、道では、ヤングケアラーへの支援について、「それぞれの事情に即した相談体制や学習支援など、着手可能なものは早急に取組を進めていくことが必要」、こういった考えを明確に示しております。まさに対策は、待った無しと考えるわけでありますが、ヤングケアラーへの支援など、今後の対応について、どのように取組むのか、最後に所見を伺います。

○鈴木学校教育監

今後の取組についてであります。ヤングケアラーの中には、実態として、家族の状況を知られたくないと思っているケースや、家族の世話を生きがいに思い、悩みとして受け止めていないなど、支援が必要であっても表面化しにくいことがあげられていることから、各学校はこうした現状を踏まえ、早期に発見し、関係機関と連携して適切な支援につなげるよう努めることが重要であります。

道教委といたしましては、学校や児童生徒の実情に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣し、保健福祉部など関係部局と連携して具体的な対応に当たるとともに、教職員一人一人がヤングケアラーへの理解を一層深めることができるよう研修の機会を確保し、早期発見・早期対応できる体制を整えるほか、道教委が実施しているSNSや24時間対応の電話・メール相談において、ヤングケアラーに関する相談を受け付けていることについて、子どもたちに改めて周知するなどして、ヤングケアラーの思いや悩みを受け止め、関係機関が相互に連携し、一体となって切れ目のない支援につなげてまいりたいと思います。

○赤根広介委員

今、監から冒頭述べられたヤングケアラーの実態、確かにそういった面もあるかと思いますが、今回のこの調査結果で、例えばヤングケアラーが「悩みを相談したことがない」という割合が、実に8割にのぼっている。さらには、学校の先生や周りの大人に支援してほしいこと、これも「特にない」というのが7割を超えている。

もしかしたら、「本当にどうしたらいいのかわからない」から、そこから諦めにつながっているようなケースも、私は潜在的には、多分にあるのではないかなというふうに思うわけでありますので、ぜひ、しっかりとしたまずは実態把握、これを強化しながら、理解を促進しつつ、教職員の皆さんへの研修の強化、できることから早急に着手していただきますことを求めまして、質問を終わります。